

# 学校法人に係る税制の概要

## 私立学校関係税制の概要

### 《 学校法人に対する優遇措置 》

国税		【教育研究事業】 非課税
	法人税	<b>【収益事業】 課税 軽減税率 19%</b> 〔株式会社等の場合、税率23.9%〕 ※みなし寄附金の特例（収益事業所得の教育研究事業への支出） 収入の50%（当額金額が年200万円未満の場合は200万円）まで損金算入可能 （通常の公益法人等は20%） ※収益事業の適用除外 私立大学における受諾研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等
	その他の税目	非課税 所得税（利子、配当所得等）、登録免許税（目的外不動産を除く）
地方税		非課税 住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く） 不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税（目的外不動産を除く）

### 《 学校法人に対する寄附に係る優遇措置 》

		寄附者	個人からの寄附	法人からの寄附
寄附の相手				
学校法人に直接の寄附	国税	税額控除対象法人 ※1	<b>【税額控除額】</b> （平成23年度改正） $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 40\%$ （所得税額の25%が限度額）	<b>【損金算入限度額】</b> $\left[ \begin{array}{l} \text{資本金} \times 0.375\% \\ + \\ \text{当該年度所得} \times 6.25\% \end{array} \right] \times 1/2$
		特定公益増進法人 ※2	<b>【所得控除額】</b> $\frac{\text{寄附金額}}{\text{総所得の40\%が上限}} - 2\text{千円}$ ☆	
	地方税	地方自治体の条例により指定された寄附金	<b>【税額控除額】</b> （平成23年度改正） $(\text{寄附金額} - 2\text{千円}) \times 10\%$ （総所得の30%が上限）	
日本私立学校振興・共済事業団を經由した寄附（受配者指定寄附金）			（☆に同じ）	寄附金全額の損金算入が可能

### 【寄附金の募集】

学校法人に寄附を行った者に対しては、各種の税制優遇が設けられており、学校法人に対する寄附の促進が図られている。

（※1）次のいずれかの要件を満たし、所轄庁からの証明を受けている学校法人の經常収入金額のうち、寄附金収入金額が20%以上を占めること  
 ③3,000円以上の寄附が年平均100件あること。ただし、実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000未満の事業年度がある場合、当該事業年度の判定基準寄附者数は（ア）の通り計算し、かつ（イ）の要件を満たすこと。  
 （ア）判定基準寄附者数＝実際の寄附者数×5000÷定員等の総数（当該総数が500未満の場合は500）  
 （イ）寄附金額が年平均30万円以上

（※2）税額控除の対象法人及び特定公益増進法人の両方の証明を受けている法人に対して個人から寄附を行う場合、確定申告の際に、寄附者が税額控除制度と所得控除制度のいずれか一方を選択。

# 学校法人に寄附をした場合の税制優遇について

個人が学校法人に対して寄附をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、**一定額の控除を受けることができます。**

寄附金控除に係る制度は「**所得控除**」と「**税額控除**」の2種類があり、**寄附者の所得額や寄附金額によって控除できる金額が異なります。**

## 所得控除

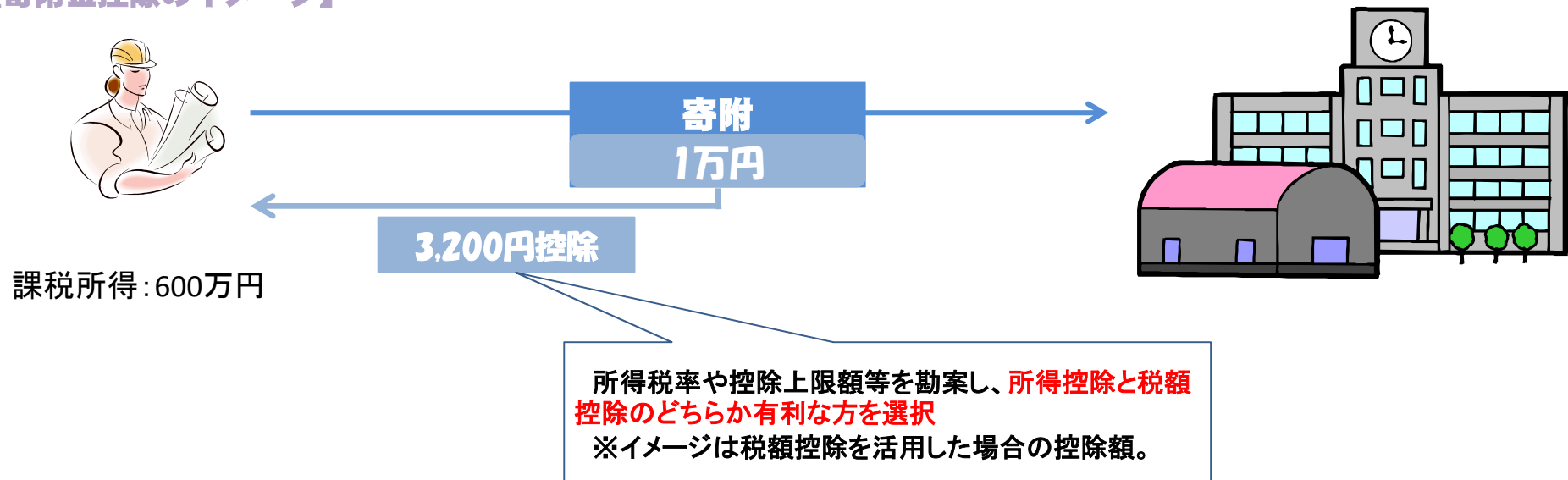
個人の所得税額の計算において、**年間の所得金額から寄附金額－2千円を控除。**

## 税額控除

個人の**所得税額から(寄附金額－2千円)×40%**を直接控除。

※所得税額の計算式 (年間の所得金額－各種控除額(寄附金控除含む))×所得税率＝所得税額

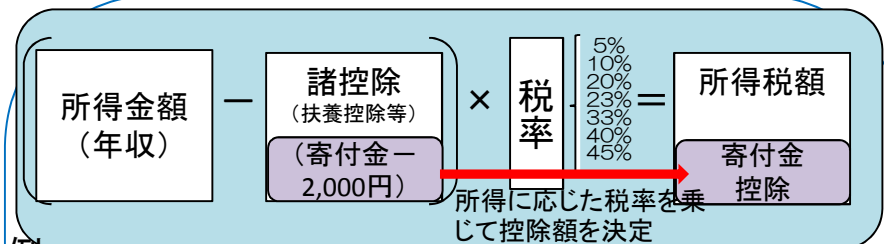
## 【寄附金控除のイメージ】



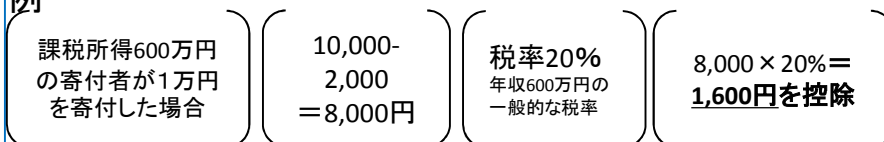
# 所得控除と税額控除の違い

## ◇所得控除

各寄附者の所得に応じた**税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定。**



例

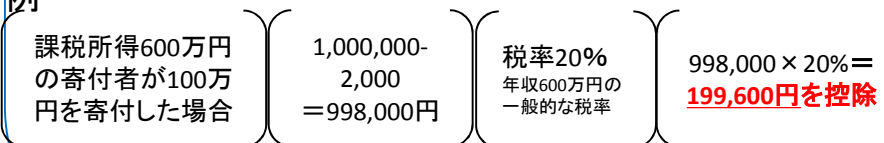


**所得税率が高くない場合は、税額控除を選択した方が控除割合が高く、有利な場合が多い。**

### 【控除限度額】

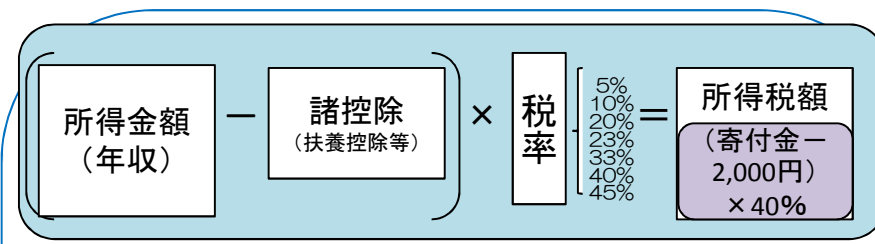
寄附金支出額が、**総所得金額等の40%**に相当する金額を超える場合には、**40%に相当する額。**

例

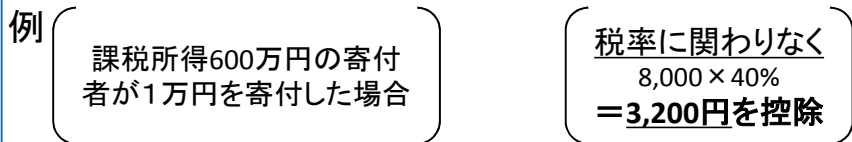


## ◇税額控除

各寄附者の**所得税率に関係なく、所得税額から直接寄付金額の約4割を控除。**



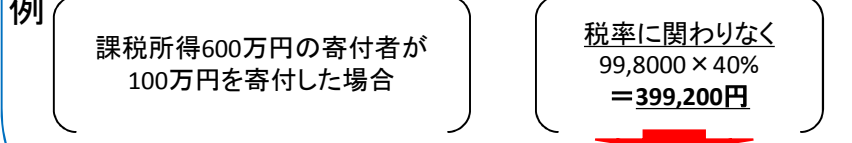
例



### 【控除限度額】

控除対象額は、**所得税額の25%を限度。**

例

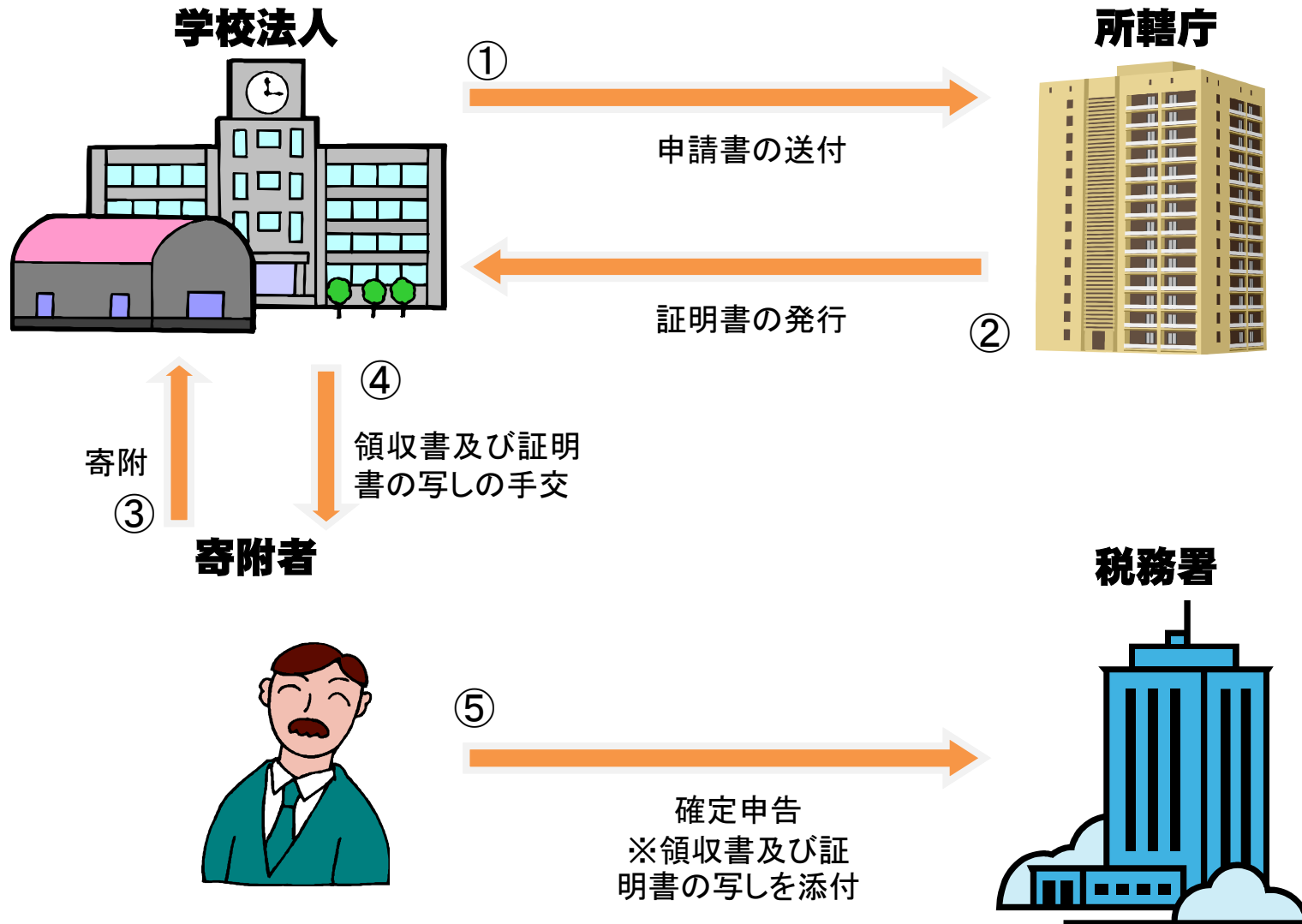


ただし、控除の上限に達してしまうため、実際には**193,125円が控除限度額**

**高額な寄附を行う場合は、税額控除の控除上限額に達してしまうため、所得控除を活用した方が有利な場合が多い。**

# 寄附金控除の流れ（イメージ）

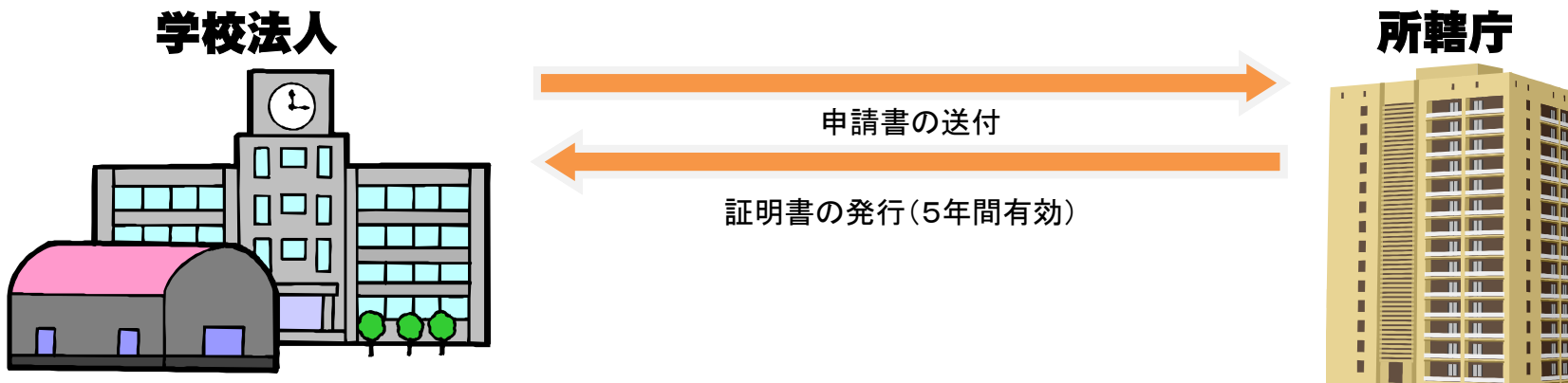
個人が学校法人に対して寄附をした場合に、寄附金控除を受けるための流れは以下のとおりです。



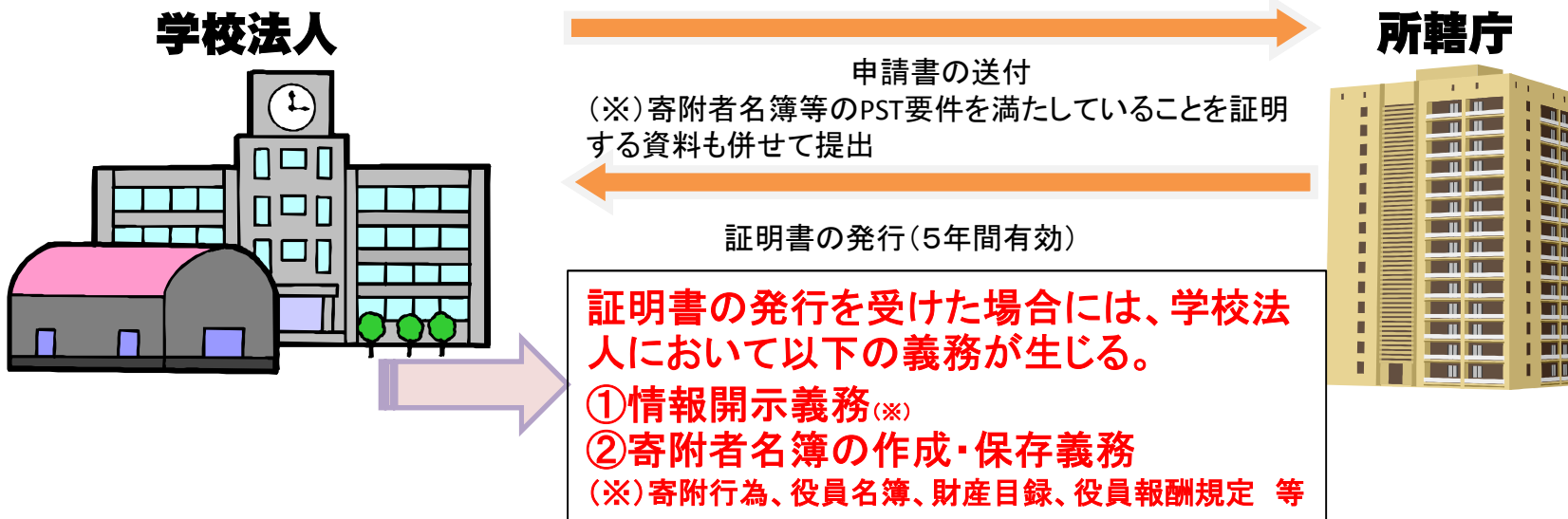
# 寄附金控除の活用するために学校法人に必要な手続き

個人が学校法人に対して寄附をした場合に、**寄附金控除を受けるためには**、確定申告の際に、学校法人からの領収書及び**当該学校法人が寄附金控除の対象法人であることの証明書**の写しが必要となります。  
所得控除、税額控除を活用するために**学校法人に必要な手続きは各々以下のとおりです。**

## 所得控除を活用するために必要な学校法人の手続き



## 税額控除を活用するために必要な学校法人の手続き



## 税額控除の要件（PST要件）の緩和について

- 税額控除は寄附者にとって所得控除よりも有利に働く場合も多い制度ですが、寄附を受ける学校法人が寄附実績に係る一定の要件を満たすことが必要で、従来、寄附実績の少ない小規模な学校法人をはじめとして、活用が困難な状況にありました。

### 平成26年度までのPST要件（※PST要件：パブリック・サポート・テスト要件）

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上  
または
- ② 3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が年平均100人以上

## 平成27年度税制改正

実績判定期間内に、定員等の総数が5,000未満の事業年度がある法人は、定員等に応じて要件が緩和。  
結果として・・・

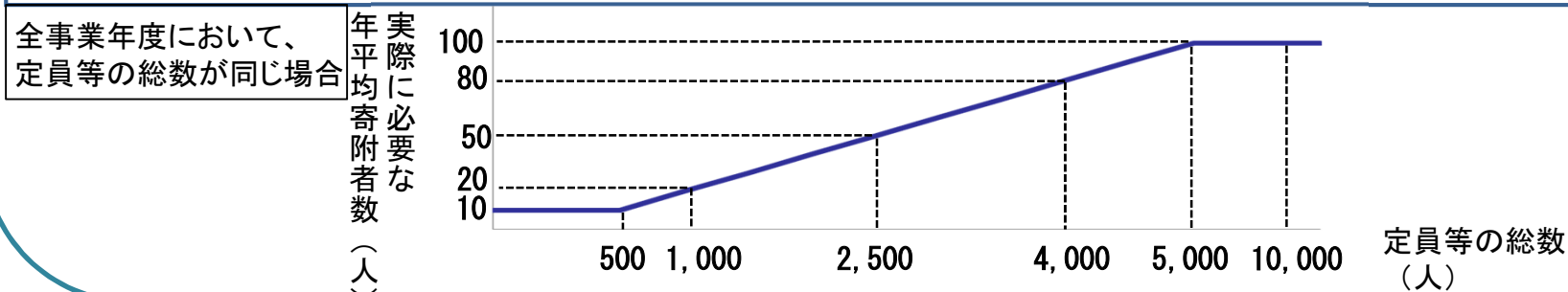
**寄附募集に取り組む規模の小さな学校法人が税額控除の対象になりやすくなりました。**

### 緩和後のPST要件

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上  
または
- ② 3,000円以上の寄附金を支出した者（判定基準寄附者数）が年平均100人以上。ただし、実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000未満の事業年度がある場合、当該事業年度の寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{判定基準寄附者} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数} (\text{当該定員等の総数が} 500 \text{ 未満の場合は} 500)}$$

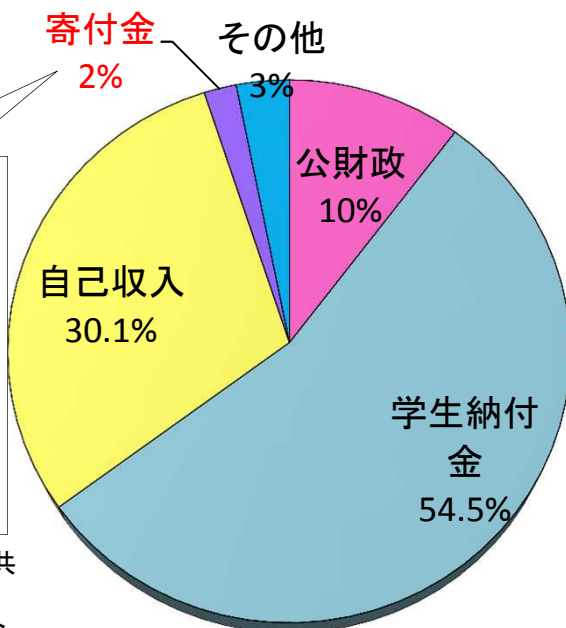
(イ) 寄附金額が年平均30万円以上



# 日本の私立学校の寄附の状況について

日本とアメリカの私立大学の全収入に占める寄附金の割合を比較してみると、日本の私立大学はアメリカの私立大学の1/5程度となっており、伸びる余地は十分にあります。

日本の私立大学

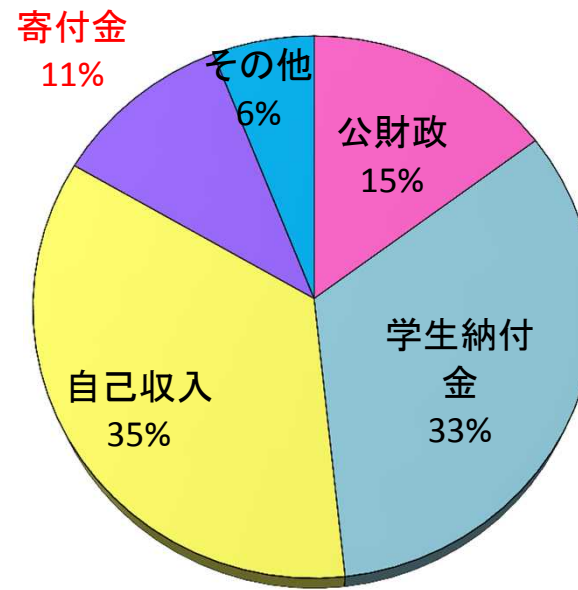


仮にアメリカと同程度の割合(約1割)まで拡充した場合・・・  
**私立大学全体で約5,000億円の収入増(※)**

(※)日本私立学校振興・共済事業団「平成25年度今日の私学財政」より寄附金総収入(約1,300億円)が5倍になると仮定した場合の推計。

(出典)日本私立学校振興・共済事業団「平成24年度今日の私学財政」を元に作成。

アメリカの私立大学



(出典)連邦教育省の統計(U.S.Department of Education, Digest of Education Statistics 2011, Tab.366, 370)を元に作成。

## ■ 寄附に関する諸外国との比較(寄付白書2012、2013)

	個人寄附	法人寄附
日本(2011年)	5182億円	7168億円
米国(2012年)	25兆1790億円	2兆20億円
英国(2011年)	1兆6461億円	1097億円
独国(2005年)	6160億円	NA

特に、我が国の個人寄附は諸外国と比して少なく、まだまだ伸びる余地が大きい。

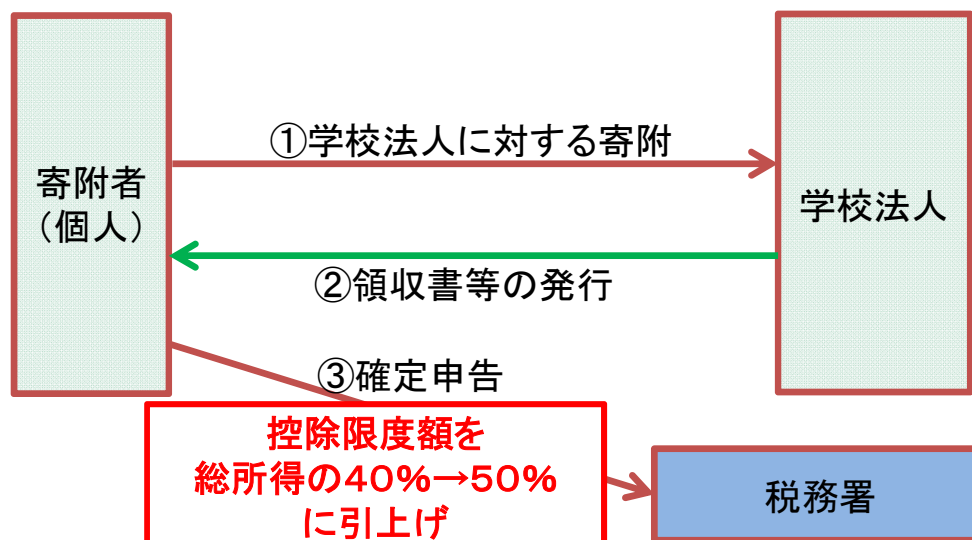
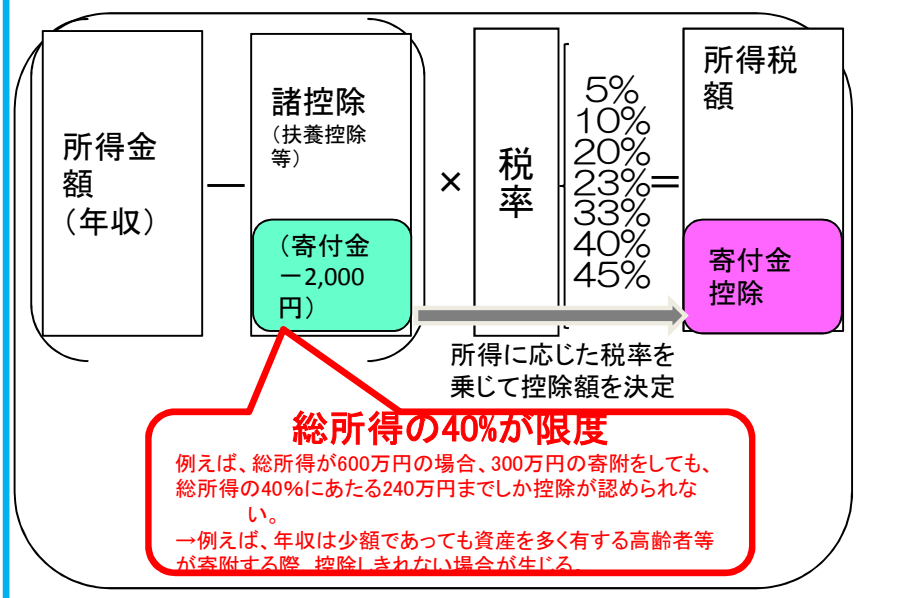


## 【学校法人への個人寄附に係る所得控除上限額の引上げ】[所得税]

### 要望内容

現状、学校法人に対して個人が寄附をした場合には、総所得の40%を限度として、寄附金額を所得から控除することが認められているが、この寄附金控除の上限額を現在の40%から50%に引き上げる。

### 寄附金所得控除の計算方法



### 背景・現状

- 我が国の私立大学の寄附収入割合は、約2%に留まっており、アメリカの私立大学の寄附収入割合の約11%と比較して極めて低水準にある。
- 平成27年度の税制改正において税額控除の要件が緩和されたことによって、寄附の裾野の拡大が期待されるが、さらに学校法人の寄附収入の充実を図っていくため、併せて高額寄附の拡大に向けたインセンティブが必要。

### 目標・効果

所得控除の上限額を引き上げることにより、学校法人に対して寄附を行いやすい環境を整備し、寄附金による学校法人の財政基盤の充実を図る。

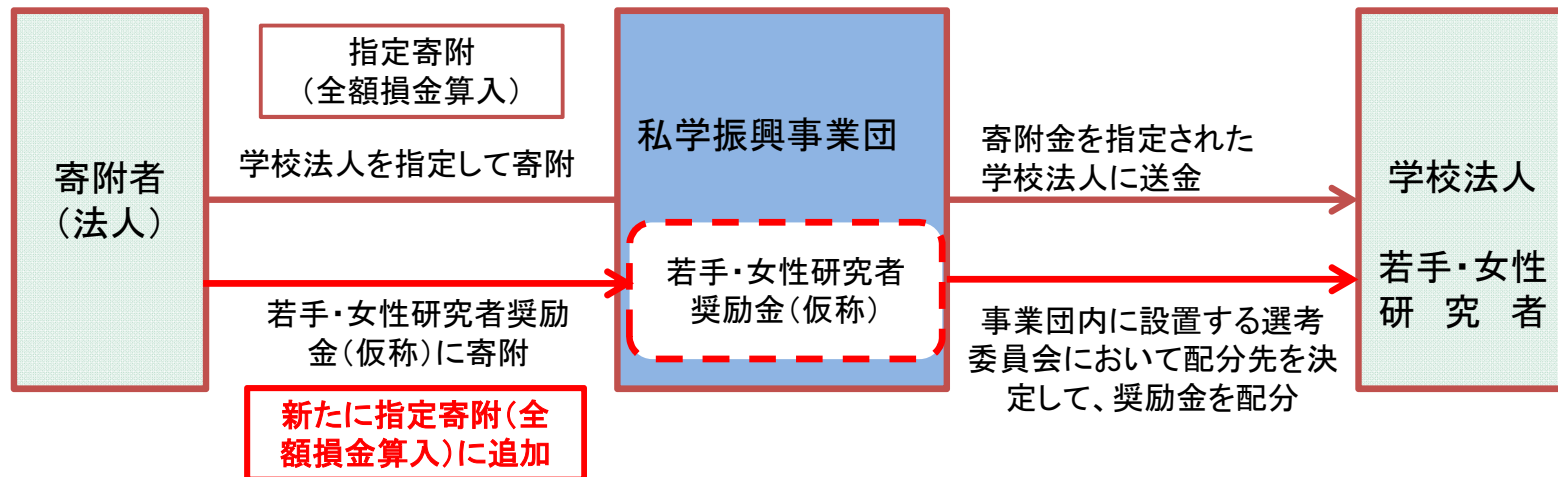
【減収見込額】: 約4.6億円



# 【日本私立学校振興・共済事業団への指定寄附金の範囲の拡大(若手・女性研究者奨励に係る寄附の追加)】 [法人税、所得税]

## 要望内容

現状、日本私立学校振興・共済事業団に対して支出された寄附金のうち、学校等の教育に必要な費用若しくは基金に充てられるもの(受配者指定寄附)は法人税の全額損金算入が受けられる指定寄付金となっているが、この指定寄付金の対象に、新たに事業団が実施する若手・女性研究者奨励金(仮称)への寄附を追加する。



※ 個人からの寄附はいずれの寄附の場合も現行制度により寄附金-2000円の所得控除(総所得の40%が上限)が受けられる。  
※※ 昭和49年から平成2年度末まで、日本私立学校振興・共済事業団に設置する学術研究振興基金への寄附が指定寄附の対象として包括指定されていた。

## 背景・現状

- 我が国の研究者に占める女性研究者の割合は英国38.3%、米国34.3%と比して14.4%となっており、国際的に低い。(大学は25.4%)
- 大学の本務教員に占める39歳以下の者の割合は一貫して低下傾向。大学の活力維持のためには若手研究者の増加が不可欠。

## 目標・効果

若手・女性研究者奨励金(仮称)を通じて、私立大学等における若手研究者、女性研究者の割合の増加、研究意欲の向上を図る。  
なお、若手・女性研究者奨励金(仮称)については毎年度0.4億円程度の寄附の受入れを目指す。

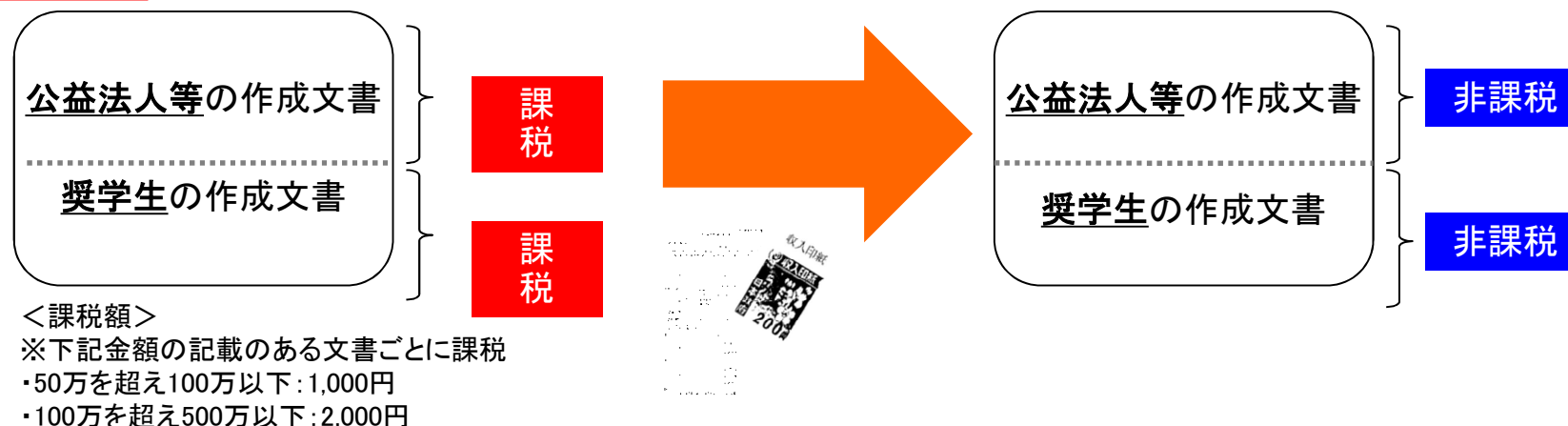
【減収見込額】: 2.5百万円

# 【公益法人等が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の創設】[印紙税]

## 要望内容

公益法人や学校法人等が実施する奨学金貸与事業について、借用証書等に係る印紙税を非課税とすること。

## スキーム図



## 背景・現状

- 奨学金受給ニーズの増加
- 社会全体で意欲と能力のある学生等を支える体制の充実を図ることの必要性

## 目標・効果

- 民間資金の活用による奨学金事業の促進
  - 学生等における奨学金制度の選択の幅を拡大
- 【減収見込み額】: -